

令和7年度の部活動について

I 活動日及び顧問

部活 番号	部活動名	顧問名	活動日	活動場所	活動内容等	費用等
1	バレーボール (男・女)	藤田 新田 清水	火・水・木 土・(日)	体育館	・練習には休まず参加すること ・3年間継続すること ・学校生活をきちんと過ごすこと	年度末に 実費徴収
2	バドミントン (男・女)	田口 菅野 太田	月・水・木・金 土・(日)	体育館	・休まず参加する人 ・一生懸命練習する人 ・大会参加費はその都度実費徴収	1,2年生 5,000円 3年生 3,000円
3	野 球 (男・女)	三宅 飯塚	水 ・ 金 (土)・(日)	校庭	・基本プレーとチームプレー ・外部監督が練習をすべて指導しています。 ・休まず参加する人 ・土日祝は外部監督率いるクラブチームとしての活動になります。	年間 6,000円 (用具代等)
4	ソフトテニス (男・女)	塚本 有馬 徳岡	月 ・ 木 (土)・(日)	校庭 (体育館)	・土日祝の練習は外部コーチ率いるクラブチームとしての活動になります。 ・目的意識をもって努力できる人を募集します。 ・3年間継続すること	別途連絡
5	茶 華 道 (男・女)	徳岡 我妻	火	被服室	・茶道が主な活動です ・華道は7、9月と2～3月に集中的に行います ・お手前の所作や和の作法を身に付ける部活動です。	年間 7,000円位 (お菓子・お花代)
6	吹 奏 楽 (男・女)	小林	月 ・ 火 木・(金)	音楽室	・東京都の大会、練馬区・地域の行事や学校行事等に参加 ・音楽が分からなくても大丈夫ですが、熱心に活動できる人	年間 6,000円
7	囲碁・将棋 (男・女)	戸部 (高橋) (齋藤)	火 ・ 金	理科室	・囲碁、将棋の対局中心 ・詰碁、詰将棋 ・東京都中学校囲碁、将棋大会に参加	大会参加費 1回1000円
8	美 術 (男・女)	岩崎 有馬	月 ・ 木	D組美術室	・絵画、デザイン、彫刻、工芸等を制作します。 ・休まず部活動に参加できる人 ・活動は17:00までとします。	その都度徴収
9	演 劇 (男・女)	大屋 岡田 ペレラ長田	月・水・金 (公演前1か月 は土日を除き 毎日やること もあります)	多目的室 体育館舞台	・校内や区の大会で、演劇の作品を発表します。 ・心と体を解放し、「自分」を見つけるワーク ショップを練習の中で行っています。 ・都大会の観劇や、長期休業日に実施される演劇の講習を受講する予定です。(任意参加) ・表現すること、脚本や音響、照明や大(小)道具・衣装制作に興味がある人を歓迎します。	その都度徴収
10	D組部活動 (男・女)	三宅 深澤 岩崎 (河西)	月 (月1～2回程度)	D組教室 校庭	・自立活動の観点から、将来の自立に向けて主体的にスポーツや文化に親しむ態度の育成を目的としています。運動や文化的な活動の予定。詳細は、学活等で知らせます。	その都度徴収

2 活動中の服装について（土、日、祝日、長期休業中も含む。）

- 活動中の服装は、
- ・ 標準服
 - ・ 体育着（上：白のＴシャツ、下：紺または黒のハーフパンツも着用可）
 - ・ 部活動で認めている服（いかなる場合も私服は禁止です。）

3 昼食について

- ① 給食のない日の昼食は、家庭から持参するか、一度帰宅して昼食をとり、再登校となります。外食や校外に買いに出ることはできません。
- ② 昼食は指示をした場所でとります。
（弁当が必要なとき以外は、食物を校内に持たせないでください。）
- ③ 飲物は水筒を持参させてください。ペットボトルは禁止です。
- ④ ゴミは各自で持ち帰り、家庭で処分してください。（学校のごみ箱は使用できません。）

4 費用、用具等

活動に必要な用具（材料）、大会参加費（含む交通費）などは、原則として生徒（受益者）負担で、各自で必要な物を用意していただきます。
（部によっては一括購入したり部費を集めるところもあります。）

5 その他

- ① 活動を欠席する場合は必ず、顧問に連絡してください。
- ② 学校行事、生徒会活動、学年行事、学級会活動と重なったときは、学校行事等が優先です。
- ③ 個人の用具は自己管理です。学校に置いて帰ることはできません。
- ④ 活動中、万一発生した負傷等については、応急処置をします。（学校管理下）
（独立行政法人 日本スポーツ振興センターの適用もあります。）
- ⑤ 活動終了後は速やかに帰宅させます。（寄り道、買食いはしないように指導しています。）
- ⑥ 活動時間については、下記のようになります。
年間を通して１８：００とします。
※ 最終下校時刻は学校の正門を出る時間です。
- ⑦ やむをえず退部、転部する場合には、保護者と顧問で相談して決定してください。
- ⑧ 学校内での部活動中、保護者やOBによる差し入れはしないでください。
- ⑨ 自転車の使用は原則禁止です。